

第55回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

株式会社コメリ

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.komeri.bit.or.jp/ir/general_meeting/）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コメリグループ行動指針」に基づく公正かつ適法な事業活動を行うため、コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に基づき、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、全社的なコンプライアンスの徹底を図る。コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正等を目的として、当社グループ従業員が利用できる「ヘルプライン」（内部通報制度）を設置する。内部監査機能としては、「監査室」が各部門の業務遂行状況の監査を定期的に実施し、業務改善の助言を行う。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」「情報管理規程」等の社内規程に基づき、適切かつ検索性の高い状態で管理・保存する。企業情報の開示については、開示を担当する部署が社内情報を網羅的に収集し、適時に正確な情報を開示する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業上のリスクに関する情報を収集し適正に分析・評価した上で、中長期的な企業価値を向上させ、収益性及び効率性の最大化を目指すために、全社的なリスク管理体制の整備・構築・運用を行う。また、事業の継続に影響を与えるような重大な障害、事件・事故、災害等が発生した場合は、損害を最小限に抑えるため施策を講じる。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「職制及び業務分掌規程」「職務権限規程」等により、取締役及び執行役員等の決裁権限及び責任の範囲を定め、業務執行の効率化と意思決定の迅速化を図る。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「コメリグループ行動指針」に基づき、子会社が公正かつ適法な事業活動を行うため、コンプライアンス担当役員は、当社グループ全体のコンプライアンスを統括し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底を図る。また、子会社の業務全般について管理を行うため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社担当の責任者を置き、子会社のリスク管理を含めた業務全般について、必要な管理・指導体制を整備する。

f. 反社会的勢力排除に向けた考え方

当社グループは、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除する。

g. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、関係法令等に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

h. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助するため、使用人を置くことを監査役が求めたときは社内にて必要な体制を整備する。

i. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記 h. の使用人の取締役からの独立性を確保するため、同使用人の任命及び評価等は、監査役会と協議して行う。

j. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務遂行上必要な場合、上記h. の使用人が、取締役から独立して業務を行い、当社グループの取締役及び使用人がそれに協力する体制を整備する。

k. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役が当社グループの取締役及び使用人に対し報告することを求めたときは、速やかに適切な報告を行うための体制を整備する。また、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない体制を整備する。

l. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務の処理を行う。

m. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、取締役及び使用人からの職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程、並びに取締役及び使用人の職務の執行について監

査の実効性の確保を図る。

代表取締役は、監査役と定期的に会合を開催し、監査役が意見または情報交換等を行うことができる体制をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当事業年度は、コンプライアンス委員会を12回開催し、コンプライアンスに関する重点課題等に取り組みました。また、社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育も継続的に行っております。

② リスク管理

情報セキュリティ委員会及び為替リスク委員会等を開催し、リスク回避及びリスク低減に努めました。

③ 内部監査

監査室は、当社及び子会社の業務遂行状況の業務監査を定期的を実施し、業務改善の助言を行っております。

④ 子会社管理

子会社の管理につきましては、子会社を統括する担当取締役を置き、また、関係会社管理規程に基づき、各子会社から報告を受ける体制を整えております。

⑤ 財務報告に係る内部統制

内部統制委員会において、金融商品取引法に定められた「内部統制報告制度」に対する社内体制の整備・運用と有効性の判断を行いました。

⑥ 監査役監査に関する取組み

当事業年度は、代表取締役と監査役の会合を2回開催しました。また、監査役スタッフを1名配置し、監査役監査が円滑に行える体制を整えております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は下記(2)に記載の通り、当社独自の経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大量買付けを行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付けが行われる場合、一定の手続きにより行われることが株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する手続きを設定することとしております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

① 経営の基本方針

当社の経営理念は、「企業とは人々の幸せのために存在すべきものであり、それだからこそ社会から支持され、存続することができる」という考えに根ざしており、これは創業以来不変のものであります。

上記経営理念に基づき、当社は、建築資材、金物、農業資材といったホームセンターが本来担うべき分野を強みとし、この分野の遅れた流通の近代化に取り組んでまいります。

② 企業価値の源泉

上記基本方針に基づき、当社は、チェーンストアシステムの経営により、本来のホームセンターのあるべき姿を追求し、世の中の人々の豊かな暮らしを実現すべく、流通機構のイノベーションに取り組み、企業価値を向上させてまいりました。

当社は、DIY用品と園芸用品に特化した当社独自の専門店業態であるHG、豊富な品揃えで業務需要等にも対応できるHC、そして圧倒的な売場面積と品揃えでプロのおお客様のご要望にもお応えできる大型店のPWを全国に展開しております。これらの業態を商圈の規模に応じ「船団方式」で出店することで、店舗網の拡大とドミナントエリアの形成に努めてまいりました。平成28年3月31日現在、PW40店舗、HC150店舗、HG975店舗、AT13店舗の合計で1,178店舗を全国に出店しております。

また、商品開発に関しましては、業界最多の標準化された店舗のマス力を活かすことで、原材料の段階から、加工・運搬・販売・消費に至るまでの全ての過程において、お客様の視点に立ったシステムの構築に努めてまいりました。特に、金物・資材・建材と園芸・農業用品分野におきましては、旧来の流通機構を近代化することで、プロのおお客様のご要望にお応えすべく価値ある商品をより廉価で提供できる仕組みを構築してまいりました。

そして、このような店舗や商品等を支えるものが、当社独自のインフラである物流システムと情報システムであります。これらのシステムを駆使することで、きめ細かな商品管理や店舗におけるローコストオペレーションを実現してまいりました。更に「KOMERI.COM」によるインターネット事業の拡大や、「コメリリフォーム」によるリフォーム事業の展開により、様々なお客様の幅広いニーズにもお応えできる体制を整えてまいりました。

このように、当社は独自のインフラによる新たな流通機構の構築と多店舗出店を行うことで、業界最多の標準化された店舗のマス力を最大限に活かした経営を行っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成26年6月27日開催の第53回定時株主総会において「当社株式大量取得行為への対応策（買収防衛策）」（以下、本プラン）の承認をいただいております。本プランは、有事の際に対抗措置（新株予約権の無償割当ての実施）を発動する事前警告型のプランです。具体的には、以下のような内容を有しております。

- ① 当社が発行する株式等について、20%以上の買付け等を行うことを希望する買付者等は、予め買付け内容等の検討に必要な情報等を当社に提出していただきます。

- ② 新株予約権の無償割当ての実施・不実施や取得等につき、取締役会の恣意的判断を排するために、取締役会から独立した組織である特別委員会が設置されます。

特別委員会は、買付者等から提出していただいた情報を精査し、追加的に情報提供を求めたり、当社取締役会に対して、当該買付け行為に対する意見及びその根拠資料、代替案等を求めることがあります。

- ③ 特別委員会は、買付者等や当社取締役会から情報・資料を受領した後、必要に応じ、外部専門家等の助言を得た上、買付者等の買付け内容、当社取締役会の提示した代替案等について、評価・検討し、当社取締役会に対抗措置の発動の要否を勧告します。
- ④ 当社取締役会は、特別委員会の判断を得た上、買付者等が、当社の一定の手続きを遵守しない場合や当該買付け行為が当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なう等と認められる場合に、新株予約権の無償割当ての実施を決議します。
- ⑤ 対抗措置として、新株予約権を割当てる場合には、当該新株予約権に買付者等による権利行使は認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。

(4) 上記(3)が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての判断とその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

② 株主意思の重視

本プランは、平成19年6月28日開催の第46回定時株主総会において株主の皆様のご承認の下に導入され、平成21年6月26日開催の第48回定時株主総会、平成23年6月24日開催の第50回定時株主総会及び平成26年6月27日

開催の第53回定時株主総会において、実質的同一内容で継続することの承認を得ております。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

③ 特別委員会の設置と情報公開

当社は、取締役の恣意的判断を排するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができ、判断の公正さ・客観性がより強く担保されております。

また、その判断の内容等につきましては、情報開示を行い、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

④ 対抗措置を発動する要件の設定

本プランは、対抗措置の発動に関して、合理的な客観的要件を定めており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,802	25,260	104,025	△9,294	138,793
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,822		△1,822
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			9,585		9,585
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		△0	△12	151	138
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	7,751	148	7,900
当 期 末 残 高	18,802	25,260	111,776	△9,145	146,693

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整額	その他の包括利益 累計額		
当 期 首 残 高	126	336	△328	134	209	139,137
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,822
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						9,585
自 己 株 式 の 取 得						△2
自 己 株 式 の 処 分						138
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△65	△437	△823	△1,326	△111	△1,438
当 期 変 動 額 合 計	△65	△437	△823	△1,326	△111	6,461
当 期 末 残 高	60	△100	△1,152	△1,192	97	145,599

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | | |
|------------|----|--|
| ① 連結子会社の数 | 5社 | 連結子会社の名称 (株ライフコメリ、北星産業(株)、(株ビット・エイ、(株)コメリキャピタル、(株)ムービータイム) |
| ② 非連結子会社の数 | 6社 | 主要な非連結子会社の名称 (大連米利海辰商場有限公司) |

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純利益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) はいずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 持分法適用の非連結子会社 | — |
| ② 持分法を適用していない非連結子会社の数 | 6社 |
- 主要な非連結子会社の名称 (大連米利海辰商場有限公司)

(持分法を適用しなかった理由)

持分法を適用していない非連結子会社は当期純利益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法 (ヘッジ会計を適用するものを除く)

ハ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) によっております。

商品及び製品

主として売価還元法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	4～8年

ロ 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ 長期前払費用

定額法

③ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉店及び転貸を決定した店舗について、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

ホ ポイント引当金

ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ヘ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、平成22年6月29日開催の第49回定時株主総会で決議された役員退職慰労金の打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

ト 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

④ 外貨建の資産、負債の本邦通貨への換算基準

連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約・通貨スワップ・通貨オプション	買掛金(予定取引を含む)

ハ ヘッジ方針

商品の輸入取引に係る為替相場の変動リスクの軽減のため、社内規程に基づき為替予約取引・通貨スワップ取引・通貨オプション取引を行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計額を比較すること等によってヘッジの有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約・通貨スワップ取引において、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると認められるものについては、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ロ 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」(前連結会計年度51百万円)及び「受取補償金」(前連結会計年度82百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

4. 追加情報

(法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は383百万円減少し、法人税等調整額(借方)が356百万円、繰延ヘッジ損益(借方)が2百万円、退職給付に係る調整累計額(借方)が25百万円それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されました。これによる連結計算書類への影響は軽微であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	13百万円
土地	139百万円
合計	152百万円

担保に係る債務

短期借入金	170百万円
-------	--------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

126,986百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
福島県他21県 44件	店舗、遊休資産	土地及び建物等

当社グループは原則として各店舗を基本単位としてグルーピングをしております。営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗及び遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,974百万円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物及び構築物1,517百万円、機械装置36百万円、土地271百万円、リース資産104百万円、借地権24百万円、長期前払費用14百万円及びその他4百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、遊休土地については正味売却価額により測定し、相続税評価額等を基準に算定した時価により評価し、それ以外の資産については使用価値又は正味売却価額により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて算出しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	54,409,168株
------	-------------

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年5月19日 取締役会	普通株式	910	18	平成27年3月31日	平成27年6月26日
平成27年10月27日 取締役会	普通株式	911	18	平成27年9月30日	平成27年11月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年5月17日開催の取締役会において、次のとおり決議することを予定しております。

配当金の総額	911百万円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当額	18円00銭
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月27日

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

区 分	新株予約権の内容	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数
当 社	第1回 新株予約権	普通株式	13,100株
	第2回 新株予約権	普通株式	8,800株
	第3回 新株予約権	普通株式	7,200株
	第4回 新株予約権	普通株式	7,500株
	第5回 新株予約権	普通株式	8,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、当社では、売掛金管理規程に従い、店別・取引先別に期日管理及び残高管理を行うとともに、連結子会社についても、取引先別に売掛金の期日及び残高を管理することにより、信用リスク低減に努めております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で19年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引・通貨スワップ取引及び通貨オプション取引、金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の利用にあたっては、取引権限や限度額等を定めた為替リスク管理規程に基づき、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（17頁の(注)2. をご参照ください）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	9,943	9,943	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	12,915 △215		
	12,699	12,699	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,180	1,180	—
資産計	23,823	23,823	—
(1) 支払手形及び買掛金	48,510	48,510	—
(2) 短期借入金	18,700	18,700	—
(3) 未払法人税等	2,836	2,836	—
(4) 設備関係支払手形	2,499	2,499	—
(5) 長期借入金 (※1)	51,639	51,762	123
(6) リース債務 (※2)	5,751	5,751	—
負債計	129,937	130,060	123
デリバティブ取引 (※3)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(300)	(300)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(145)	(145)	—
デリバティブ取引計	(446)	(446)	—

(※1) 1年内返済予定長期借入金を含めております。

(※2) 流動負債に計上しているリース債務を含めております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引金融機関等から提示された価格、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払法人税等及び(4)設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金のうち、無利息の長期借入金については、リスクフリー・レートで割り引いて現在価値を算出しております。

(6) リース債務

リース債務の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

区 分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時 価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	通貨オプション取引 売建プット 米ドル 買建コール 米ドル	2,985	1,551	(189)	(189)

(※) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

金利関連

区 分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時 価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	金利スワップ取引 受取変動 支払固定	7,000	7,000	(110)	(110)

(※) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

ヘッジの方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時 価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金 (予定取引を含む)	253	—	26
	通貨オプション取引 売建プット 米ドル 買建コール 米ドル	買掛金 (予定取引を含む)	7,201	2,806	(171)

(※) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計 上額 (百万円)
① 非上場株式 (※1)	88
② 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (※2)	3
合計	91

(※1) 非上場株式については、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象とはしておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,873円00銭
1株当たり当期純利益	189円33銭

10. 重要な後発事象に関する注記

平成28年4月14日以降の「平成28年熊本地震」により、当社該当地区の数店舗及び子会社に商品落下や建物の損傷・損壊等の被害が発生いたしました。

営業の復旧につきましては、一部の店舗において仮設営業しておりましたが、4月28日から全ての店舗が平常どおり営業を行っております。

なお、建物等の復旧、商品の廃棄等に係る損失額は、180百万円程度見込んでおります。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 本 準備金	その 他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	18,802	29,855	0	29,855	1,024	95	1,476	74,000		5,516
当 期 変 動 額										
固定資産圧縮積立金の積立て						35				△35
固定資産圧縮積立金の取崩し						△11				11
特別償却準備金の積立て							46			△46
特別償却準備金の取崩し							△519			519
別途積立金の積立て								3,000		△3,000
剰余金の配当										△1,822
当 期 純 利 益										6,974
自 己 株 式 の 取 得										
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0						△12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0	-	23	△472	3,000		2,589
当 期 末 残 高	18,802	29,855	-	29,855	1,024	119	1,004	77,000		8,105

	株主資本			評価・換算差額等				新 株 約 権	純 資 産 計
	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合計	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	繰 上 げ 損	延 滞 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
	利益剰余金 合計								
当 期 首 残 高	82,113	△9,294	121,477	126	336	463	209	122,149	
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の積立て	-		-					-	
固定資産圧縮積立金の取崩し	-		-					-	
特別償却準備金の積立て	-		-					-	
特別償却準備金の取崩し	-		-					-	
別途積立金の積立て	-		-					-	
剰余金の配当	△1,822		△1,822					△1,822	
当 期 純 利 益	6,974		6,974					6,974	
自 己 株 式 の 取 得		△2	△2					△2	
自 己 株 式 の 処 分	△12	151	138					138	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△30	△437	△467	△111	△579	
当 期 変 動 額 合 計	5,140	148	5,289	△30	△437	△467	△111	4,710	
当 期 末 残 高	87,254	△9,145	126,766	96	△100	△4	97	126,860	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式
……移動平均法による原価法
- その他有価証券
時価のあるもの
……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの
……移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
- デリバティブ
……時価法（ヘッジ会計を適用するものを除く）
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- 商品及び製品
……売価還元法、ただし、流通センター在庫は、移動平均法
- 原材料及び貯蔵品
……最終仕入原価法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
……定率法、ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|------|---------|
| 建物 | 8年～38年 |
| 構築物 | 10年～20年 |
| 機械装置 | 8年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
……定額法、ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産
……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用……定額法
- (5) 外貨建資産、負債の換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉店及び転貸を決定した店舗について、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

⑤ ポイント引当金

ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、平成22年6月29日開催の第49回定時株主総会で決議された役員退職慰労金の打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

⑧ 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約・通貨スワップ・通貨オプション	買掛金（予定取引を含む）

③ ヘッジ方針

商品の輸入取引に係る為替相場の変動リスクの軽減のため、社内規程に基づき為替予約取引・通貨スワップ取引・通貨オプション取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計額を比較すること等によってヘッジの有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約・通貨スワップ取引において、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると認められるものについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(9) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	112,507百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	4,505百万円
長期金銭債権	43百万円
短期金銭債務	6,454百万円
長期金銭債務	20百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売上高	51百万円
不動産賃貸収入等	496百万円
仕入高	8,483百万円
その他の営業取引	9,148百万円
営業取引以外の取引	981百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
福島県他21県 44件	店舗、遊休資産	土地及び建物等

当社は原則として各店舗を基本単位としてグルーピングをしております。営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗及び遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,974百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物及び構築物1,517百万円、機械装置36百万円、土地271百万円、リース資産104百万円、借地権24百万円、長期前払費用14百万円及びその他4百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、遊休土地については正味売却価額により測定し、相続税評価額等を基準に算定した時価により評価し、それ以外の資産については使用価値又は正味売却価額により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて算出しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	3,764,682株
------	------------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
減損損失	3,517百万円
未払事業税	164百万円
賞与引当金	513百万円
退職給付引当金	2,303百万円
役員退職慰労引当金	54百万円
ポイント引当金	141百万円
資産除去債務	1,302百万円
貸倒引当金	26百万円
繰延ヘッジ損益	44百万円
その他	575百万円
小計	8,643百万円
評価性引当額	△705百万円
繰延税金資産合計	7,937百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△52百万円
特別償却準備金	△441百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△670百万円
その他有価証券評価差額金	△22百万円
その他	△126百万円
繰延税金負債合計	△1,313百万円
繰延税金資産の純額	6,624百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目の内訳

法定実効税率	32.8%
(調整)	
住民税均等割	4.2%
受取配当等永久に益金算入されない項目	△2.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.1%
所得拡大促進税制に係る税額控除	△1.8%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.7%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業

年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は338百万円減少し、法人税等調整額（借方）が337百万円、その他有価証券評価差額金（貸方）が1百万円、繰延ヘッジ損益（借方）が2百万円それぞれ増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	北星産業(株)	新潟市区	336	100.0	資金の援助 営業上の取引 役員の兼任	資金の貸付(注)2 貸付金利息	8,300 34	短期貸付金 長期貸付金	1,276 4,376
子会社	㈱ビット・エイ	新潟市区	50	100.0	資金の援助 営業上の取引 役員の兼任	資金の借入(注)3 借入金利息	500 11	短期借入金	3,100
子会社	㈱コメリキャピタル	新潟市区	450	100.0	資金の援助 営業上の取引 役員の兼任	クレジット販売 代金の債権譲渡 資金の貸付(注)4 貸付金利息	37,840 30,571 27	売掛金 短期貸付金 長期貸付金	4,374 1,575 5,669

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	NPO法人コメリ 災害対策センター	—	災害救援物資供給 役員の兼任	商品の供給 (注)1	18	売掛金	0
役員及びその近親者	捧賢一	被所有 直接 5.4% 間接 27.1%	当社名誉会長 フアウンダー	業務委託報酬 の支払(注)5	11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 営業上の取引につきましては、一般取引条件を参考に協議の上決定しております。
2. 北星産業(株)に対する資金の貸付につきましては、当社調達金利を勘案して決定しており、貸付期間は最長10年、一部につきましては半年賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
3. ㈱ビット・エイからの資金の借入につきましては、当社調達金利を勘案して決定しており、期間は1年とし、1年ごとに条件の見直しを行い、契約を更新しております。なお、担保は差し入れておりません。
4. ㈱コメリキャピタルに対する資金の貸付につきましては、当社調達金利を勘案して決定しており、期間は1年とし、1年ごとに条件の見直しを行い、契約を更新しております。なお、担保は受け入れておりません。
5. 報酬金額につきましては、委託業務の内容を勘案し、両者協議の上で決定しております。
6. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,502円98銭
1株当たり当期純利益	137円76銭

9. 重要な後発事象に関する注記

平成28年4月14日以降の「平成28年熊本地震」により、当社該当地区の数店舗に商品落下や建物の損傷・損壊等の被害が発生いたしました。

営業の復旧につきましては、一部の店舗において仮設営業しておりましたが、4月28日から全ての店舗が平常どおり営業を行っております。

なお、建物等の復旧、商品の廃棄等に係る損失額は、150百万円程度見込んでおります。